

地域公共交通に関する協議の場

資料 1

1. 交通分野の協議会

地域公共交通に関する協議の場には、道路運送法に基づく地域公共交通会議や運営協議会、地域協議会のほか、活性化再生法に基づく法定協議会があり、各協議会は、それぞれ異なる役割を持っています。なお、令和2年11月より、交通空白地有償運送及び福祉有償運送については地域公共交通会議もしくは運営協議会のどちらでも協議が出来るようになりました。

● 法定協議会

日常生活に必要な交通手段の確保について協議する場で、まちづくりと連携しながら、地域全体の交通網を作り上げることを目指すほか、地域公共交通計画の策定やその運用を行う場となります。

● 地域公共交通会議

既存のバスやコミュニティバス、乗合タクシーの運行にかかる手続きや、自家用有償旅客運送（市町村やNPO等が運行主体となる交通空白地有償運送、福祉有償運送）の必要性、運送の区域（ルート）、運送の対価について協議を行う場です。

● 運営協議会

自家用有償旅客運送（市町村やNPO等が運行主体となる交通空白地有償運送、福祉有償運送）の必要性、運送の区域（ルート）、運送の対価について協議を行う場です。

● 地域協議会

生活交通の確保に関する地域における枠組みづくり、その他の生活交通のあり方一般に関する事項の協議のほか、バス路線の休廃止にかかる協議を行う場です。

地域公共交通に関する協議の場

法定協議会

根拠法令	地域公共交通活性化再生法 (第6条第1項)
主催者	市町村(複数可) または都道府県
対象の交通モード	多様な交通モード
目的	地域公共交通計画の策定、実施について必要な協議を行う
構成員	地方公共団体、交通事業者、利用者など

地域公共交通会議

根拠法令	道路運送法 (施行規則第9条の3)
主催者	市町村(複数可) または都道府県
対象の交通モード	バス、タクシー、自家用有償旅客運送 (交通空白地有償運送、福祉有償運送)
目的	乗合旅客運送の運賃などの協議 自家用有償旅客運送についての協議
構成員	市町村長または都道府県知事、交通事業者、住民、地方運輸局長など

運営協議会

根拠法令	道路運送法 (施行規則第51条の8)
主催者	市町村(複数可) または都道府県
対象の交通モード	自家用有償旅客運送 (交通空白地有償運送、福祉有償運送)
目的	自家用有償旅客運送についての協議
構成員	市町村長または都道府県知事、交通事業者、住民、地方運輸局長、すでに有償運送を行っているNPOなど

地域協議会

根拠法令	道路運送法 (施行規則第15条の4)
主催者	都道府県
対象の交通モード	バス・タクシー
目的	旅客輸送を確保する枠組みづくりについて審議
構成員	都道府県知事、市町村長、地方運輸局長、交通事業者など